

令和 5年 5月15日

金融機関 各位

山梨県信用保証協会
(公印省略)

甲府市による信用保証料補助について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、甲府市において、市内事業者（※）に対する令和5年度限りの経営支援施策として、下記保証制度の信用保証料補助を実施しております。

補助対象となる制度は『山梨県制度「新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資」』と『甲府市融資制度「特別経営安定資金（不況対策）」』の2種類です。

補助概要としては、

1. 県制度「新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資」につきましては、コロナ関連融資から当制度に借換を行った場合、国・県からの保証料補助に加え、残りの事業者負担部分につき県補助分と同額の信用保証料が補助されます。

【甲府市への申請が必要となります。】

→結果的に実質事業者負担はゼロとなります。

（端数調整の関係より最大2円事業者負担の場合もあります。）

2. 市制度「経営安定資金（不況対策）」につきましては、信用保証料の2分の1が補助されます。【甲府市への申請は不要です。甲府市補助後の事業者負担信用保証料を請求させていただきます。】

また、同時に当初3年間金利の2分の1の補助も行われます。

（実質金利0.7%～0.8%）

事業者には有益な施策となっておりますので、該当する場合はぜひご活用ください。

申請方法等詳しくは添付チラシ及び甲府市ホームページをご参照ください。

※市内事業者とは、甲府市内に本店または主たる事業所を有する法人及び個人事業者のことを言います。

（お問合せ先）

山梨県保証協会 営業部

営業統括課 小野・土屋

TEL：055-235-9701